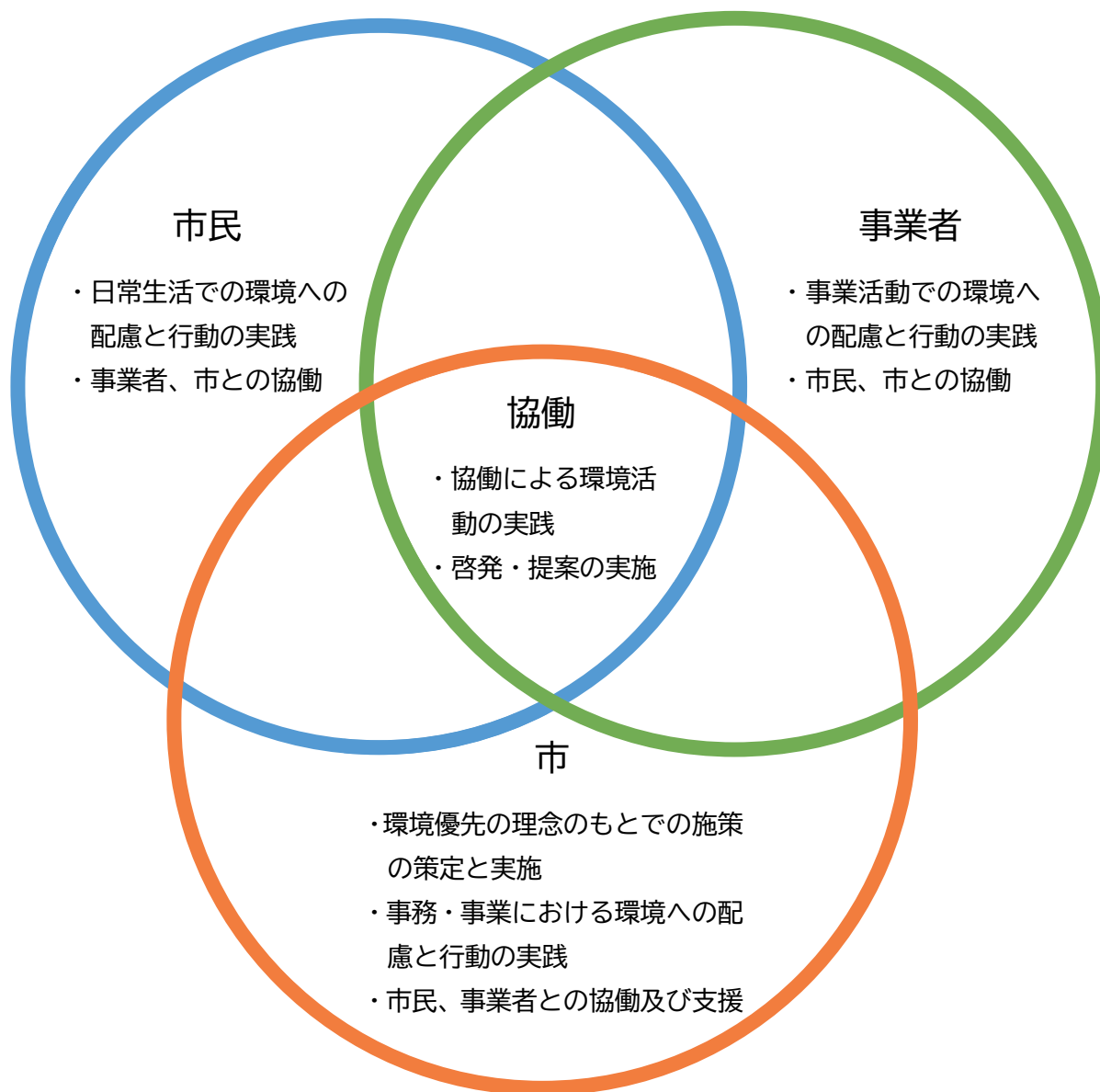


## 第8章 計画の推進

### 1 各主体の役割と協働

望ましい環境像と環境目標の実現に向けて、市、市民、事業者の各主体による、日常生活や事業活動にあたっての環境への配慮や行動の実践が不可欠です。

また、それぞれの立場に応じた役割分担のもと、互いに連携して環境活動を実践するとともに、啓発や提案を行うなど、協働による取組が重要です。



## 2 推進体制

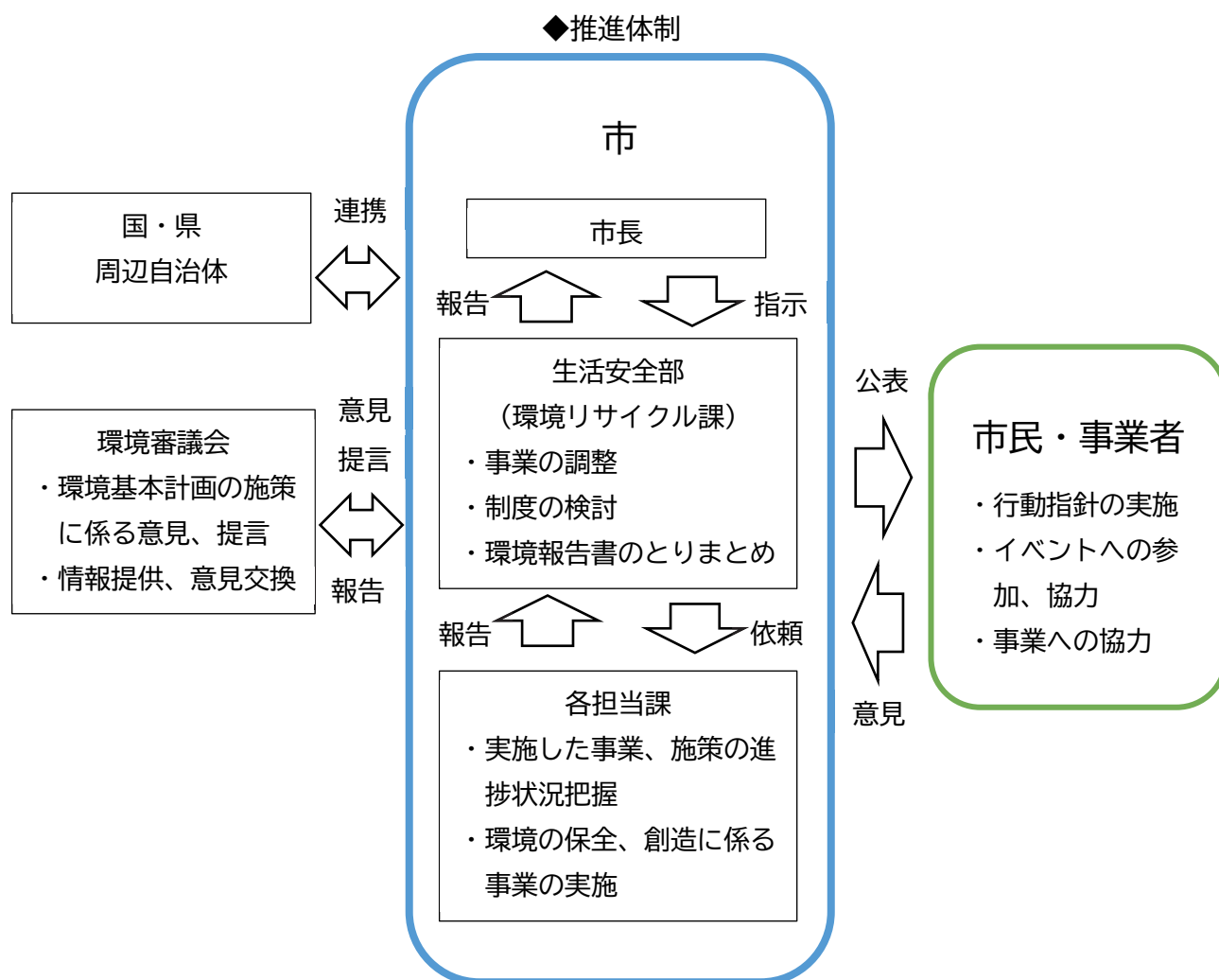
環境基本計画の着実かつ計画的な推進を図っていくために、市、市民、事業者の三者の協働による体制づくりを行います。

市は、市長をはじめ、環境施策の総合的な調整と推進を図る役割を担う生活安全部（環境リサイクル課）を中心として、各担当課を含む体制を整えます。

また、環境審議会は、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議を行います。

市民、事業者は、互いに連携・協力しながら、日常生活や事業活動において環境への配慮や環境保全行動を実践するとともに、市の施策への協力、意見や提案を行うことが期待されます。

さらに、市、市民、事業者の三者協働により、環境活動を実践するとともに、啓発や提案をしていくための、推進組織の設置を検討します。

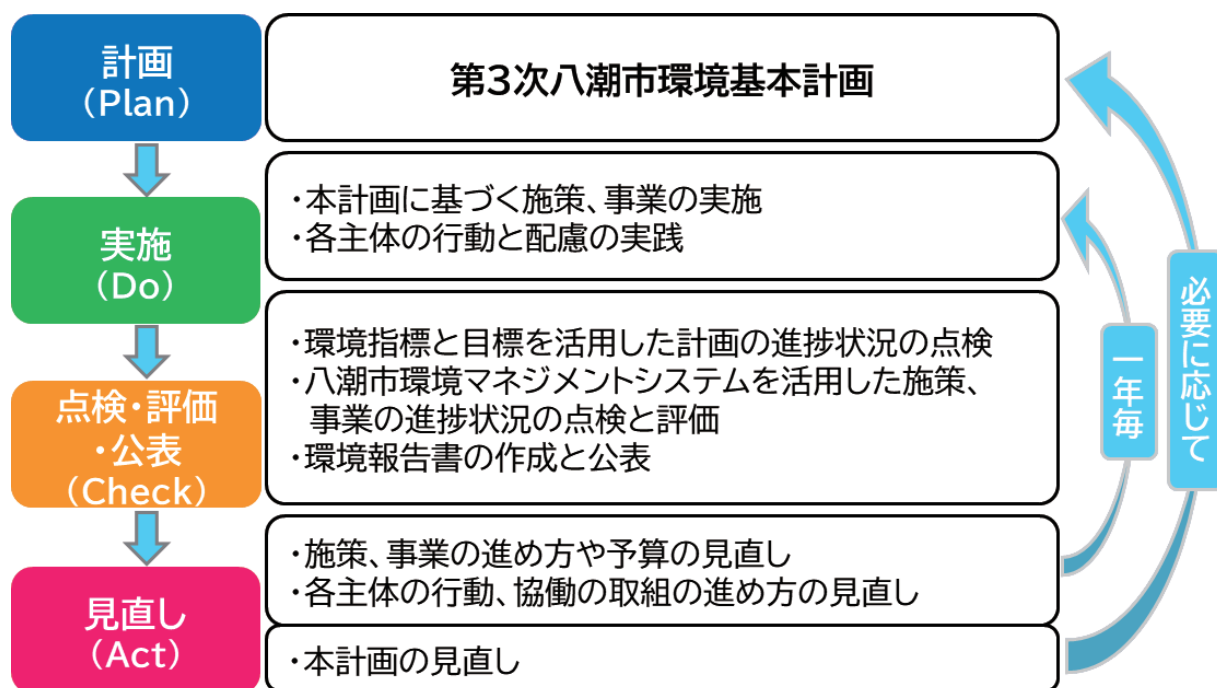


### 3 進行管理

環境基本計画の着実かつ計画的な推進にあたっては、市、市民、事業者の三者の協働により、環境保全の取組や、計画の内容の継続的な改善を図ることが重要です。

そこで、環境基本計画では、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価・公表（Check）→見直し（Act）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行い、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

また、進行管理にあたっては、八潮市環境基本条例第10条に基づき、報告書の作成による結果の公表によって行うこととします。



#### 【進行管理のポイント】

##### <環境マネジメントシステムの活用>

市は、本計画に基づく施策・事業の実施にあたり、本市独自の環境マネジメントシステム（EMS）を活用して、毎年度、目的や目標及び実施計画を策定し、進捗状況の点検と評価を行います。

##### <環境指標・目標の活用>

本計画は、環境指標と目標の進捗状況や達成状況などにより、進捗状況を点検します。なお、環境指標と目標は、計画の推進段階においても必要に応じて見直しを行います。

##### <環境報告書等による公表、評価>

市は、毎年度、計画の進捗状況の点検結果などについて、環境審議会に報告するとともに、環境報告書や広報、市のホームページなどを通じて、市民等に公表します。

寄せられた市民等の意見等は、施策・事業や計画の見直しに反映させていきます。